素点
1. 14.5
2. 23
偏差値
1. 50.1
2. 62.2
得点率 56.15
順位 706位

解答約考：CPA

第1問 答案用紙
（企業法）

問題1 取締役会は代表取締役の選定解職を行うことし（362条2項3号）とされているが、指名委員会において代表取締役を選定することができる本件規定は有効か（2条）。

思うに取締役会設置会社においては、株主総会は定款で定めた事項に限り決議することができる（295条2項）とされ、この趣旨に鑑み代表取締役を選定解職することができると考える。

よって、代表取締役の選定の決議と株主総会の権限とすることを禁止する規定はないし（295条3項反対解釈）。これを認めても取締役会による職務の執行の監督は可能である（362条2項2号）。さらに、定時株主総会は取締役を辞任することで意思決定の多くを取締役会に委任するものであり、定款を変更して取締役会を廃止することもはるので（466条、309条2項11号）株主総会の権限を侵害しない。

以上より本件規定は有効であるから、全株式を保有する日の意志によって日は適法に代表取締役に選定されたといえる。そして200万円を借入れる本件契約は取締役会の決議を必要とする1,000万円以上の借入ではなく、取締役会で定めなければならない重要な財産の処分の決定にはあたらない（362条4項2号）。そのため本件契約は業務を執行する代表取締役Bが（363条1項1号）単独で行うことができる業務執行であり、代表取締役Bは、株主総会の権限に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる（349条4項）と広範的な権限を有していることから、代表取締役Bの行為は甲社に帰属するといえる。

したがって本件契約の効果が甲会社に帰属するといえる。

問題2 役員である取締役（329条1項かっこ書）についても株主総会の決議によって解任することができる（339条1項、341条）。また当該規定により解任された取締役Aからの解任について正当な理由があった場合は甲社は株主Cに対し、解任によって生じた損害の賠償を請求できる。本問において取締役の解任は私生活のトラブルによる不適切な言動であり、解任についての正当な理由とは言えないためCは損害賠償を請求できるが、「解任によって生じた損害」をどう解するかが問題となる。

思うに解任された取締役Aは任期の途中で解任されることにより、残りの任期の期間は取締役であれば受けられたはずの報酬が損害として発生しているといえる。

したがって任期の途中で解任された取締役Aは残りの任期の期間、取締役であれば受けられたはずの報酬分を甲社に対して請求することができる。

なお、甲社では取締役の退職慰労金を令和元年に廃止されており、これは株主の上では令和元年6月に取締役の解任に承諾しているため退職慰労金を請求することは出来ない。

規定の効力の検討 ○6
自己株の借財の検討 △3
一人株主について ×0
9/30

問題提起 △1.25
解釈・当てはめ △1.25
損害賠償の範囲 ×
退職慰労金 ○3
5.5/20

評点

問題1 新設分割後新設分割株式会社である丙会社に対して債権の履行を請求することができる（新設分割設立株式株式会社である丙社の債権は本件新設分割について異議を述べることができる（810条1項2号）これは新設分割を行うことにより債務者が変更されるため、新たな債務者である丙社の財産状態が悪い場合は債権の回収が困難になることから債権者の保護のために設けられたものである。

また、本件新設分割にあたって全部取得条項付種類株式の取得や剰余金の配当がなされる（796条1項2号）ため会社には新設分割株式会社である丙会社の債務を債権者の異議を述べることができる（810条1項2号参照）。これは796条1項2号に該当することがなされた場合には会社の財産が減少するため、債権者を保護するために設けられたものである。しかし本件においては796条1項2号に該当していないので丙社の債権者は異議を述べられない。

8/18

問題2 Aは乙事業で取引先にしている一般用医薬品を服薬した消費者が生じているため不法行為による債務における債権者といえるが、その債務は新設分割によって丙社に引き継がれ、また、Aは債権者の異議を述べることができる公告の公告時に異議を述べなかったため、債務の請求は丙社に行うべきと思う。ここで丙社に対して損害賠償を請求できるかが問題である。

不法行為に基づいて生じた債務の債権者は仮に新設分割株式会社が官報及び電子公告の方法（939条1項1号、3号）により異議を述べることができる公告を行った場合であっても会社の債権者を害することを知っていた者は新設分割において新設分割後に新設分割株式会社に対して債務の履行を請求することができないと定められているとしても、新設分割株式会社に対して、新設分割会社が新設分割株式会社の成立の日に有していた財産の価額を限度として当該債務の履行を請求できる（764条2項、810条3項かっこ書）。

本問においてAは丙社の責めに帰すべき原因で当該医薬品に混入した異物の影響によって体調を崩すことがない不法行為によって生じた債務の債権者といえるため丙社は債務履行を請求することができる公告を官報及び電子公告によって行っているがAに対して個別に催告していない。したがって新設分割計画には承継対象の債務については丙社のみが弁済の責任を負うと定められているが、Aは丙社に対して丙社が丁会社の成立の日に有していた財産の価額を限度として損害賠償の請求を行うことができる（796条2項）

15/32

評点